

1. 事業概要

「日本の重要湿地 500」は、生物多様性の保全上重要でありながら損失・劣化の進む生態系である湿地に関する基礎資料を得るため、平成 13 年度に多数の専門家の意見を得て、湿原、河川、湖沼、干潟、藻場、マングローブ林、サンゴ礁など、生物多様性保全の観点から我が国の重要な湿地を 500 ヶ所選定したものであり、保護区設定及びラムサール条約湿地選定の根拠や、開発案件における保全上の配慮を促す根拠となっている。

重要湿地 500 は選定から 10 年以上が経っているため、現在までの変化を把握し見直すことにより、最新の科学的・専門的な知見と情報に基づく湿地保全の基礎資料として有効なものにする。

具体的には、重要湿地の見直しのために、過去と現在の湿地の状況判断材料として、航空写真、植生図、土地利用図など客観的なデータを使用した情報収集を行い、また、検討会を開催し、重要湿地 500 の加除や、保全への活用方法を検討する。

2. 事業計画

(年度)

	H24	H25	H26	H27	H28
重要湿地500の見直し と今後の保全の考え方 の整理		湿地のデータ収集			
		検討会開催			

3. 施策の効果

様々な理由により保護区化が実現していない貴重な場所について、その科学的な重要性和配慮の必要性を公表することにより、当該場所の開発案件に対し実質的な歯止め効果を発揮する。科学的な情報を更新することにより、環境影響評価等にも資する。

重要湿地保全再生推進事業

湿地は、その面積に比較して生物多様性が高い(地球上の約1%の面積に対し、約40%の種を擁する(Canicci & Contini, 2008))。
開発の圧力により、急激に損失・劣化が進行。

日本の重要湿地500(平成13年度)

- 日本の湿地目録としての役割
- ラムサール条約湿地の新規指定の検討材料
- 保護区となっていない場所でも、開発案件の環境アセスメントにおいて配慮を促す根拠となる
- モニタリングサイト1000の調査地点

選定基準

- 豊かな生物多様性／相当の規模
- 希少種・絶滅危惧種・固有種
- 多様な生物相
- 個体群の相当の割合が生息
- 生物の生活史の中で不可欠

重要湿地500の見直しと今後の保全の考え方の整理

- 情報の収集
- 検討会の開催

- 平成13年当時との変化の把握
- 重要湿地500の加除

